

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第7条第2項	診療所の開設許可の変更の許可	指導予防課

- 1 審査基準は、変更後の状態が「診療所の開設の許可」の審査基準に定める事項に適合していること。
なお、室の工事を行う等、変更に時間を要し、その変更期間中に診療を行う場合、変更期間においても同様である。
- 2 標準処理期間は、20日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。